

適正使用調査会設置要綱

(目的)

第1条 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭和31年法律第160号)において、血液製剤の適正な使用の推進が求められていることを踏まえ、血液製剤の適正使用の推進方策に係る事項を調査審議することを目的として、薬事審議会規程第4条に基づき、血液事業部会の下に「適正使用調査会」(以下「調査会」という。)を設置する。

(調査会の審議事項)

第2条 調査会は、以下に掲げる事項を調査審議する。

- 一 血液製剤の適正使用に関するガイドラインに関すること
- 二 その他血液製剤の適正使用の推進方策に係る事項

(調査会の組織)

第3条 調査会は、委員、臨時委員及び専門委員(以下「委員等」という。)の中から審議会長が指名する15名程度の調査員をもって構成する。

2 調査審議にあたっては、議題の内容等に応じて、部会長の判断により他の委員等、日本赤十字社の役職員又は参考人に出席を求めることができる。

(座長の選任)

第4条 調査会に座長を置き、調査員の互選により選任する。

- 2 座長は、調査会の事務を掌理する。
- 3 座長に事故があるときは、調査員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(調査会の開催)

第5条 調査会は、年1回程度の開催とする。

(事務局)

第6条 調査会の事務は、医薬局血液対策課が行う。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、調査会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。